

「群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務委託仕様書

1 本業務の趣旨

有機農業の推進に当たっては、需要と供給のバランスを保ちながら、生産拡大に繋がる事業を実施して供給を増やすとともに、消費者の理解を促進し、需要を拡大することが必要である。

需要拡大に向けては、消費実態を正確に把握し、将来動向を含めた分析を行うことが基礎となる。そのため、群馬県有機農産物の主たる供給先である群馬県内及び東京都内等で、消費実態調査を行う。さらに、調査結果を生産者や関係者にフィードバックし、今後の有機農産物の生産・販売計画の一助として活用する。

また、東京都等の消費者に向け、群馬県産有機農産物の魅力を発信し、次代を担う若者に向け、有機農産物の理解促進を図り、有機農産物の需要拡大を図る。

2 業務の名称

「群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務

3 事業費

6, 457千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）を上限とする。

4 契約期間

契約締結日～令和7年3月21日（金）

5 業務内容

(1) 有機農産物消費実態調査

ア 目的

消費者に対してアンケート調査を実施し、有機農産物に対する考え方や購買の実情、将来動向の予測等を行い、今後の施策検討に活用する。また、有機農業者や関係者に調査結果をフィードバックし、生産・販売計画の一助として活用する。

イ 調査対象者

群馬県内及び東京都内の消費者（年齢・性別に偏りがないようにすること）
※住所については、回答者の自己申告とし、その確認は不要とする。

ウ サンプル数（有効回答数）

群馬県内消費者 500 者以上、東京都内消費者 500 者以上

エ 調査方法

書面・対面・オンラインなど

オ 調査・分析時期

契約締結日～9月20日（金）

※それぞれの調査結果について、傾向ごとに取りまとめて比較・分析を行い、群馬県内の有機農業者や関係者等にフィードバックする。

カ 調査項目

■消費者の好みと傾向の分析

消費者が有機農産物に対してどのような好みや傾向を持っているかを調査する（消費者の選好や購買行動、支出傾向、購買頻度、主な購買チャネル（購入先）など）。

■消費者の認知度と意識調査

有機農産物に対する消費者の認知度や意識を評価し、有機農産物に関する知識、信頼度、価値観を調査する。また、有機農産物に関する誤解や誤っ

た認識があるかどうかについても調査する。

■購買動機の理解

消費者が有機農産物を購入する動機や理由（健康への関心、環境への配慮、品質への信頼）を調査する。

■消費者の課題と障壁の特定

消費者が有機農産物を選択する際に直面する課題について調査する（価格、入手可能性、品質の一貫性など）。

※記載以外の調査項目については、県と協議すること

(2) 都内消費者の有機農業体験バスツアー事業

ア 目的

東京都内の消費者に群馬県の有機農業・農産物の魅力を知ってもらうとともに、参加者が魅力を発信し、認知度向上を図る。

イ 内容

- ・有機農産物の栽培方法や収穫方法を紹介し、実際に収穫体験を行うこと
- ・有機農業者と交流する場を作ること
- ・バスツアーの内容に県内有機農産物を食事できる体験を入れること
- ・参加者には、有機農産物に関するお土産を提供すること

ウ 回数等

2回以上（日帰り）、30名程度/回、バス1台/回

エ 効果的な募集方法の提案及び実施

募集に当たっては、集客に効果があると思われる募集方法を提案し、実施すること

オ その他

- ・参加者から参加費を徴収すること。参加費については、県の歳入とし、見積には含めないこと
- ・旅行業法登録が必要な場合には、それを遵守すること
- ・有機農業者に係る情報は、県が提供する。

(3) 学校給食への有機農産物利用推進事業

ア 目的

学校給食への有機農産物の利用拡大を推進し、有機農業の魅力を将来の消費者である子供及び保護者に伝える。

イ 内容

県立特別支援学校等の学校給食に県内有機農産物を使用し、食材の購入差額の補助を行う（差額補助額の上限は150万円とするが、上限を超える場合は、県と協議すること）。

令和5年度に実施した群馬県立特別支援学校9校に加え、新規に群馬県内私立学校等1校以上で実施する。

実施後、各学校にアンケート調査を行い、その結果をとりまとめること。

ウ 実施方法

有機農産物生産者と各学校との連絡調整を行い、各学校への納品が円滑に行えるようサポートすること。

(4) 有機農業者の販路拡大等に係る要望調査

ア 目的

有機農業者の販路拡大の円滑な実施を図る。

イ 内容

有機農業者に販路拡大に係る要望等をヒアリングし、群馬県内等で有機農産物を取り扱う量販店等と連絡調整を行う。

6 実績報告等

受託事業者は、委託業務完了後、本業務の調査結果内容を「実績報告書（任意

様式)」として、群馬県に提出すること。

7 留意事項

委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。

委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

群馬県が提供した資料等全ての情報について、委託業務のみが使用することとし、この業務以外に使用してはならない。

委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

委託業務において個人情報を取り扱う場合には、業務委託契約書及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

委託業務の実施にあたっては、随時、群馬県へ連絡、報告、協議のやりとりを行うなど、情報共有を密に行うこと。

8 その他

(1) 再委託について

受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情又は効率的と認められる場合には、書面で県の承認を得た上で、他者に再委託できる。ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、県の事前の承認は不要とする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は委託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について群馬県と協議することができる。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、群馬県の指示に従うこと

令和6年度「群馬県有機農業消費拡大及び魅力発信」業務スケジュール

| | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------|---------|----------|--------|---------|-----|---------|---------|---------|----|----|
| ① 消費実態調査 | 内容検討 | 調査・取りまとめ | | | | ● 公表 | | | | |
| ② 有機農産物を使用した学校給食 | 有機農産物選定 | | 学校との調整 | | | | ● 実施 | アンケート調査 | | |
| ③ 有機農業体験バスツアー | 内容検討 | 募集 | | ● 実施 | | 募集 | ● 実施 | | | |
| ④ 有機販路拡大に係る要望調査 | | | | | | | 随時実施 | | | |